



〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-2-9

プラネット南森町ビル 8 階

電話 06-6352-3400 FAX 06-6352-3401

メール [saposen-osaka@lemon.plala.or.jp](mailto:saposen-osaka@lemon.plala.or.jp)

ホーム <http://www.saposen-osaka.org>

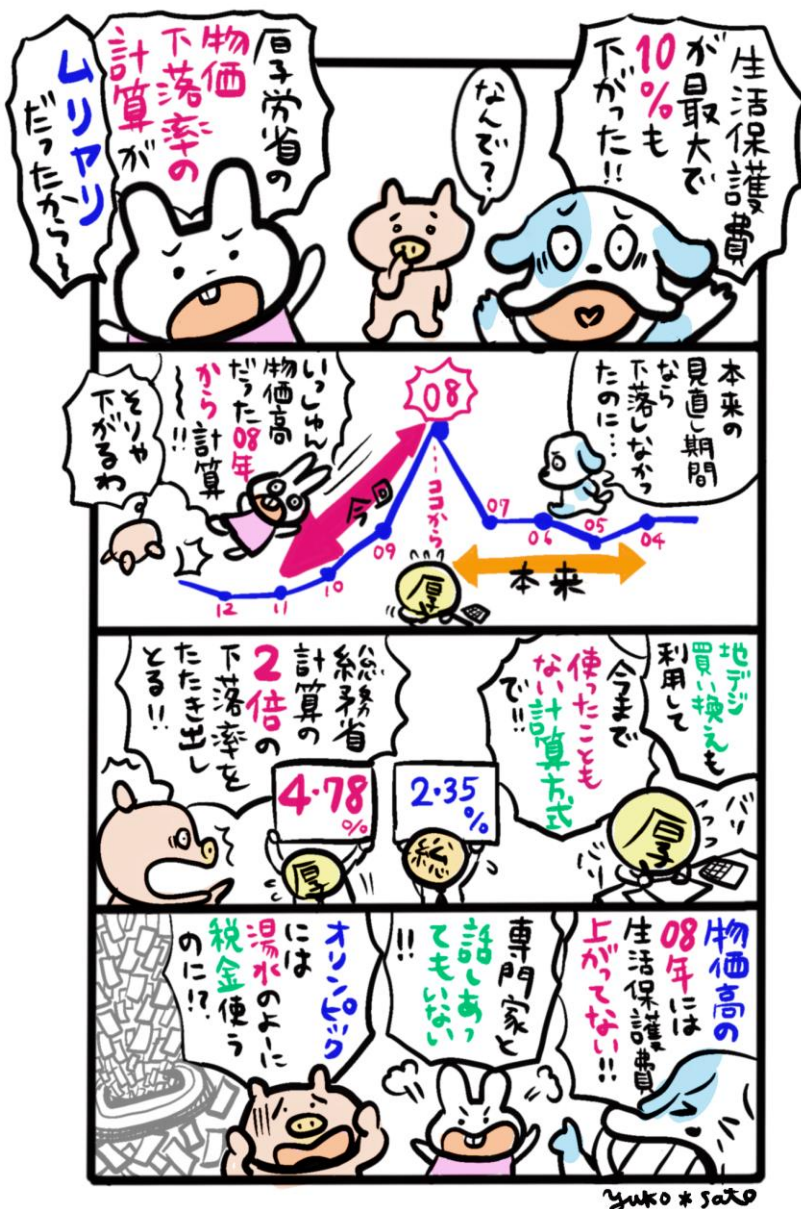
編集・発行/ NPO 労働と人権サポートセンター・大阪



サポセン通信 42号 目次

- ・生活保護いのちのとりで裁判とは 1 ページ
- ・生活保護減額訴訟名古屋高裁判決の意義 2～5 ページ
- ・労働組合つぶしをの大弾圧を許さない 6 ページ

# 生活保護 いのちのとりで裁判とは



第二次安倍政権は2013年から3回に分けて生活扶助基準（生活保護基準の生活費部分）を平均 6.5%、最大 10%（年間削減費 670 億円）引き下げた。

これに対して全国 29 都道府県、1000 名を超える生活保護利用者が原告となり、国・自治体を相手に減額処分の取消等を求めて訴訟（通称・いのちのとりで裁判）を提起した。そして当事者・支援者は「いのちのとりで裁判全国アクション」（作家 雨宮処凛さんが共同代表）を立ち上げて裁判支援闘争を展開している。

「全国アクション」の4コマ漫画は物価高騰の 2008 年を起点とし、電気製品（特にテレビ）の値下がりが過大に影響し下落率が増幅され、引き下げの根拠とした「物価偽装」を指摘。

11月30日名古屋高裁はこの独自の物価指数を用いた「デフレ調整」の違法性を認定して、引き下げ処分を取り消す判決を言い渡した。（S）

# 生活保護費減額訴訟 名古屋高裁判決

## 生活扶助費引き下げ処分の違法性を認定

生活保護費が 2013 年から段階的に引き下げられたことについて愛知県の受給者が国と名古屋市、豊橋市、刈谷市の 3 つの自治体を訴えた裁判で、名古屋高等裁判所は 2023 年 11 月 30 日、引き下げ処分を取り消すとともに、国に賠償を命じる判決を言い渡した。

生活保護費の減額をめぐる一連の訴訟は全国で 30 件。2024 年 1 月 25 日現在、一審の地裁では 24 件中、13 件で引き下げを違法とする判決が出されている。高裁では昨年 4 月の大阪高裁判決に次いで今回の名古屋高裁で 2 件目。大阪高裁は、生活保護費減額の根拠となる、生活扶助基準を引き下げた厚生労働大臣の判断に逸脱や乱用は認められないとし、引き下げを違法とした地裁判決を取り消している。

本訴訟の原告等は 2013 年 4 月から 3 年間、厚生労働省告示による生活扶助基準の改定に基づき、生活扶助基準（生活保護基準のうち生活費部分）を平均 6.5%、最大 10%引き下げる保護変更決定処分を受けた。そこで、原告等は本件改定は憲法 25 条の理念を受けた生活保護法 3 条、8 条等に違反するもので違法であり、国家賠償法 1 条 1 項の適用上も違法であると主張して、①本件各処分の取消しを求めるとともに、②国に対し、それぞれ損害賠償金 1 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。原審(名古屋地方裁判所)は、原告等の請求をいずれも棄却したため、原告等らが控訴した。

## 生活保護費減額集団訴訟の社会的背景及び現状

一連の訴訟の社会的背景及び現状について朝日新聞は次のように報じている。

“人気お笑い芸人の母親が生活保護費を受給していたことが明らかになり、「生活保護バッシング」が起こっていた 12 年。自民党が同年の衆院選で生活保護給付水準の 1 割削減を掲げて政権復帰すると、国は翌年から食費など生活費にあたる「生活扶助」の基準額を最大 10%、計約 670 億円削減した”

“生活保護の減額をめぐる一連の訴訟は全国で 30 件。一審判決では 23 件中、12 件で引き下げを違法とした。高裁では「1 勝 1 敗」。昨年 4 月の大阪高裁判決は、基準を引き下げた厚生労働相の判断に逸脱や乱用は認められないとした”（「朝日新聞電子版 2024 年 1 月 15 日付『ブラックボックス』 高裁判決が政策決定過程を批判 生活保護訴訟」より引用）

なお、本記事の掲載後、鹿児島地裁で引き下げを違法とする判決が出されている。

## 本判決の意義

「生活保護費減額訴訟名古屋高裁判決」の意義について弁護士団は声明で次のように述べている。

- ① 一連の裁判で初めて、原告らの精神的苦痛を慰謝するため国に 1 人あたり 1 万円（請求額どおり）の国家賠償を命じた。



全国  
アクション  
の  
プラカード

判決（178～181 ページ）は、厚生労働大臣には「少なくとも重大な過失」があり、「客観的合理的な根拠のない手法等を積み重ね、あえて生活扶助基準の減額率を大きくしているもので、違法性が大きい」としたうえで、「健康で文化的な最低限度の生活」とは何かについて、「人が3度の食事ができているだけでは、…生命が維持できているというにすぎず、到底健康で文化的な最低限度の生活であるといえないし、健康であるためには、基本的な栄養バランスのとれるような食事を行うことが可能であることが必要であり、文化的といえるためには、孤立せずに親族間や地域において対人関係を持ったり、…自分なりに何らかの楽しみとなることを行うことなどが可能」でなければならないとし、「元々余裕のある生活ではなかったところを、生活扶助費の減額分だけ更に余裕のない生活を、…少なくとも9年以上という長期間にわたり強いられてきた」との判断を示した。

② 生活保護基準部会が検証した「ゆがみ調整」の結果を国が一律2分の1にしたうえで、これを国民に隠し続けていたことを厳しく批判した。

【ゆがみ調整】：所得下位10%層(所得階級第1・十分位層)の消費実態と生活扶助基準を生活保護基準部会で比較・検証した結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整。生活保護費の生活扶助費部分の年間削減額約670億円のうち、約90億円を占める根拠。

判決（131～143 ページ）は、2分の1処理を激変緩和措置であるなどとする国側の主張について、「非常に疑わしい」、「極めて不誠実なもの」、「全く説得力がない」、「『公平』という言葉を使うなどして、実際には『不公平』を残存させていることを取り繕っている」と指摘。さらに、2分の1処理が「長らくブラックボックスにされていたということは、…判断過程の極めて重要な部分を秘していたもの」であり、こうした隠ぺい主義の「訴訟態度も、口頭弁論の全趣旨としてしん酌されるべきである」とし、2分の1処理は、基準部会の検証どおりであれば「増額となる被保護者の最低限度の生活の需要を下回ることになる」から違法であるとした。

③他の多くの原告勝訴判決と同様の理由で「デフレ調整」の違法性を認めたとうえで、国側の種々の弁解や主張の変遷について詳細な批判を加えている。

【デフレ調整】：公的年金の物価スライドのように、物価の変動率に合わせて、生活扶助費の金額を変える考え方。国は2008年（平成20年）から2011年（平成23年）にかけて「物価」が4.78%下落しているとして、生活保護費の生活扶助費部分を引き下げた。生活扶助費の年間削減額約670億円のう



(1) 「厚生労働省自体に専門技術的知見が蓄積されている」との主張に対しては、「ブラックボックスにしておいて、専門技術的知見があるから検討の結果を信用するよう主張することは、許されない」と批判（145～146 ページ）。

(2) 結審間近になって、従前の「生活保護受給世帯の実質的購買力維持」はデフレ調整の根拠ではないと主張を変遷させた点については、「8 年以上の審理を経過して初めて…行われたものであり、…それまでの主張とも整合せず、その主張内容自体からして、生活保護法 8 条 2 項及び 9 条の規定に照らして到底採用できない」し、「デフレ調整によって生活保護受給世帯の実質的購買力が維持されなくなることを実質的に認めているに等しい」と批判（151 ページ）。

デフレ調整の根拠が「一般国民の消費実態との均衡」であるとする変遷後の主張についても、「保護基準の改訂が要保護者の最低限度の生活の需要との関係で行われなければならない（生活保護法 8 条 2 項）という視点に欠けるものであるから、それ自体失当であり、理由がない」と不採用（172 ページ）。

(3) 「消費を基礎として生活扶助基準を引き下げると、減額幅が必要以上に大きくなることが想定された」との訴訟終盤での主張に対しては、①「断片的な情報に基づき抽象的な想定ないし可能性をいうものの域を出ず、厚生労働大臣の判断過程の全体を具体的に明らかにするものとは到底いえない」こと、②「基準部会の検討、検証と比べて質及び量共に劣ることは明らか」であること、③「全国消費実態調査の結果を基準とすることが相当でないことをいう限度では正当なものであるとしても、…物価変動（物価指数）を単独で直接考慮することが正当であることの根拠を示しているものではない（…感覚的ないしイメージ的なものにすぎない）」ことを理由に排斥（158～159 ページ）。

(4) 「生活扶助相当 CPI」について、国側から提出された宇南山卓（ウナヤマ・タカシ）京都大学教授の意見書については、原告側から提出された複数の研究者の意見書や証言が、互いにその正確性、信頼性を高めあっており、かつ、反対尋問を含む証人尋問を経ているのに対し、宇南山意見書は証人尋問を経ないばかりか、国が原告側からの証人申請に対して反対までしていることから、「信用性が劣ることは明らか」として不採用（164～165 ページ）。

(5) 結審間近に国側から提出された栃本一三郎（トチモト・イチサブロウ）上智大学教授の意見書については、「厚生労働省の『政策的判断』なるものの結論をそのまま承認するよう述べるものであるとも理解し得るものであるが、仮にそうであれば、政策的判断という名目でいかようにも保護基準の改訂を行い得るということになりかねず、法律による行政とは到底いえないし、判断の妥当性や適法性は何ら裏付けられない」、「栃本意見書にいう『専門的知見等と整合する』ことは、本件において何らの意味も有しないこと」になると不採用（174～176 ページ）。

なお、本判決について、敗訴した国と 3 市は 12 月 13 日、最高裁に上告受理を申し立てた。

（清輝）

【参照法令】

憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

（最低生活）

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（基準及び程度の原則）

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

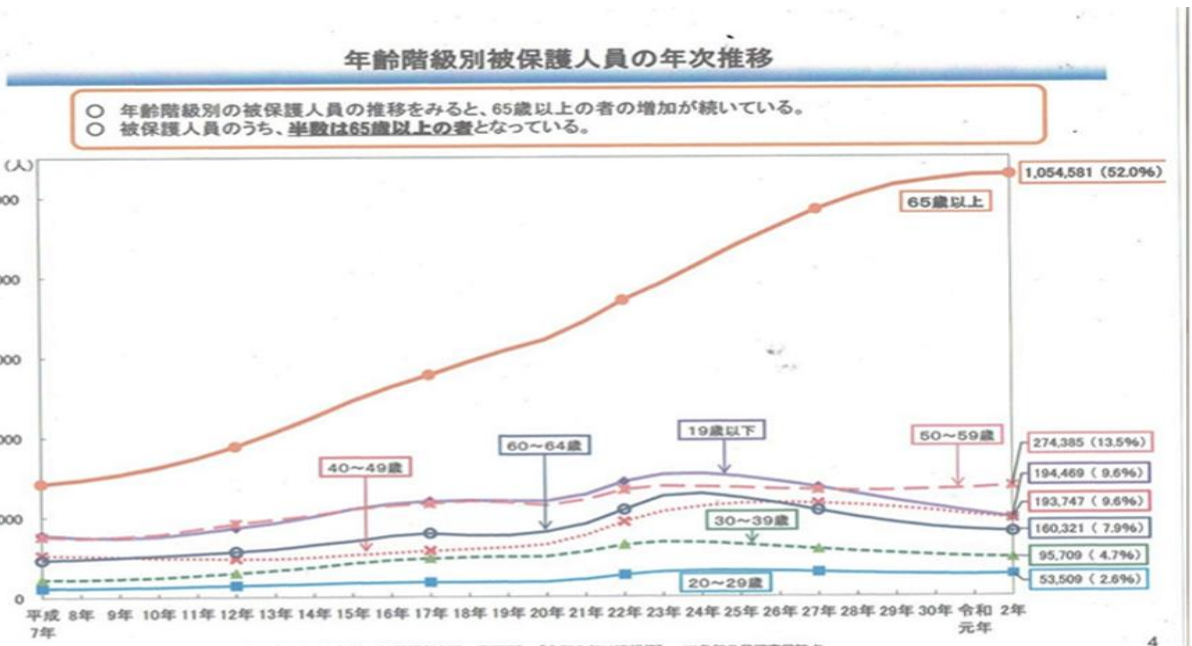
（必要即応の原則）

第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。



厚生労働省「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第14回R4.6.3）提出資料より



# 2024 元旦行動 労働組合つぶしの大弾圧を許さない

2024 年大阪の労働運動・社会運動は 500 名の労働者・市民が参加した大阪府警本部前の元旦行動からスタートした。「労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会」（代表 小林勝彦全港湾労組大阪支部委員長）が主催した 6 年目となる元旦行動で検察・警察・司法の「全日建連帯労組関西生コン支部」の産業別労働組合運動つぶしに対して反撃していく行動の強い意志固めを行った。

実行委員会は 4 月 7 日全国同時アクションを呼びかけている。



- ▲世界・日本で組合のストライキの波が起こっている。働く者のガマン出来ない怒り一貫上げ求め、首切り、工場閉鎖やめると。イギリスでは日常となった。そごう・西武のスト以来各所で非正規労働者も含めて声を上げ立ち上がっている。労働組合は必要だ！の声だ。
- ▲18 年夏からストライキ、労組活動を刑事犯罪として組合つぶしが行われた。戦後空前の関西生コン弾圧事件。延べ 89 名が逮捕され大阪・京都・滋賀・東京で裁判。昨年は和歌山事件は完全無罪（3 月）の勝利。現場でも裁判でも攻防は続いている。
- ▲24 年 2 月には会社前ビラ撒きが大阪地裁で有罪にされようとしている。大阪高裁での闘いもある。4 月 7 日行動は全国同時に怒りと行動を共に！
- ▲労働組合を犯罪にするな！今こそ労働組合に輝きを！ストライキで社会を変えよう！

## 逮捕や訴追に懸念を表明

昨年 7 月国連人権理事会「ビジネスと人権の作業部会」のメンバーが日本を訪れて調査を行い、関西生コン支部にも聞き取り調査が実施された。

8 月 4 日の記者会見で「労働組合結成に際する困難、さまざまな部門でのストの実施を含む集会の自由に対する障壁、さらには労働組合員の逮捕や訴追の事例などについて、懸念を抱いている」と表明した。

「ビジネスと人権」とは、企業の事業活動とステークホルダー（労働者、消費者、地域住民など）との関わりにおける人権課題を包括的にとらえた概念。

## ●不当弾圧許さない！決起集会

日時：2024 年 4 月 7 日(日) 13 時  
会場：西天満若松浜公園（予定）  
内容：闘争報告／連帯挨拶  
決意表明



※大阪地裁南側

## ●デモ

コース：西天満若松浜公園～梅田ドンキホーテ前

労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会  
(連絡先) 全港湾関西地方大阪支部気付 電話：06-6575-3131

